

第29回練馬区自転車駐車対策協議会 会議録

- 1 日 時 平成28年3月10日(木) 午前10時00分から11時30分まで
- 2 場 所 練馬区職員研修所2階 研修室
- 3 出席委員
(公募区民)
高橋 司郎、中川 理絵、野澤 国幸、宮本 悦男、若林 信弘
(区議会議員)
宮原 よしひこ、有馬 豊
(学識経験者)
屋井 鉄雄(会長)、高田 和幸(副会長)
(鉄道事業者)
内倉 昌治(代理出席)、亀山 勝(代理出席)
(関係行政機関)
薮島 洋伸、根津 忠士
東田 修一(代理出席)、奥田 富也(代理出席)、堀之内 幸二(代理出席)
- 4 区(事務局)職員出席者
土木部長、交通安全課長 ほか
- 5 傍聴者
なし
- 6 次第
(1) 開会
(2) 協議事項
練馬区自転車利用総合計画の中間評価への提言について
(3) 報告事項
駅周辺の自転車等放置禁止区域の指定の拡大について
(4) その他
- 7 配付資料
資料1: 練馬区自転車利用総合計画中間評価への提言(案)
資料2: 放置禁止区域の新規指定箇所

8 事務局 練馬区土木部交通安全課
電話 03-5984-1993 (直通)

9 審議内容
(会長)

それでは、時間になりましたので、第29回練馬区自転車駐車対策協議会を開催いたします。

本協議会は原則公開となっています。本日は傍聴の方はいらっしゃらないということです。また、会議録は後日、ホームページで公開予定になっています。そのため、会議は録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

本日の協議会は11時30分を目途に、次第に沿って進めてまいります。

それでは、次第の1、「新規就任委員の委嘱」について、事務局からお願いします。

(交通安全課長)

お手元に委員名簿を配付しておりますのでそちらをご覧ください。この名簿の備考欄に「新」と記載されている方が今回新たに委嘱を受ける方でございます。新たに就任していただきました皆様に委員の委嘱をいたします。

これより、土木部長が新任委員の皆様のお席を回り、委嘱状をお渡しいたします。

【委嘱状の交付】

(交通安全課長)

以上をもちまして新任委員への委嘱を終わらせていただきます。なお、本日も出席いただいている委員の皆様のご紹介ならびにご出欠につきましては、お手元の名簿をもちましてかえさせていただきますので、宜しく願いいたします。

(会長)

それでは、次第の2、「練馬区自転車利用総合計画の中間評価への提言について」事務局から説明をお願いします。

(交通安全課長)

はじめに、資料の確認をさせていただきます。本日は、5種類の資料をお渡ししております。まず、本日の次第、その次に座席表、続きまして委員名簿、そして資料1、資料2という形で配付させていただいております。

それでは、ご説明に入りますが、若干長くなりますので着座での説明をご容赦いただきたいと思っております。

資料1の「練馬区自転車利用総合計画中間評価への提言(案)」について説明に入ります。本来であれば事前に資料をお配りすべきところですが、取りまとめに非常に時間を要しまして、本日は席上配布となってしまいました。まずは、お詫びをしますとともに今後はできるだけ早くお渡しするように致します。その分、本日は丁寧な説

明をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

表紙をめくってください。「提言にあたって」です。本日は白紙となっておりますが、まえがきになるところでございます。こちらにつきましては、現在の自転車問題などについて放置自転車のみならず、走行環境だとか安全利用など、幅広い視点で議論していただいたことや協議会としての思いなどについて、会長と相談しながら製本の際に載せていきたいと考えております。

続きまして、「目次」になります。本提言書の構成といたしまして、1および2で「計画への提言の位置づけ」と「計画の中間評価について」をそれぞれ簡単に説明しております。3の「事業実施状況評価表」は中間評価を一覧表に取りまとめたものとなっております。そのあとの4、「総論」、5の「各論」で、計画への取組や施策内容に対する協議会からの提言が記載されるものとなっております。提言の部分につきましては、これまで協議会でご議論いただいたさまざまなご意見を踏まえ、取りまとめたものとなっております。

それでは、具体的な内容についてご説明させていただきます。1ページをご覧ください。初めに、「1 計画への提言の位置づけ」です。計画の第4章、第5章に記載されている施策の取組内容について区が提示した中間評価に対し、協議会として施策、事業の進め方の改善に向けた提言をすること、また、区では今後の計画の推進にあたり、中間評価とともに協議会からの提言を踏まえ、施策に取り組んでいくということを記載しているものでございます。下の枠内は練馬区自転車利用総合計画の施策の体系になります。大きく5本の施策の柱とそれぞれの施策の内容、取組事業を記載してございます。こちらは、のちほどお目通しいただければと思います。

2ページをご覧ください。「2 計画の中間評価について」です。練馬区自転車利用総合計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間の計画で、区の長期計画の最終年度である平成26年度に中間評価を行うとなっております。また、計画に基づく施策、事業の実施状況について、平成26年度末時点での評価を実施したことをこちらに記載しています。下の枠内は総合計画本編の51ページにある計画の管理方法を示しており、PDCAサイクルにより定期的かつ効果的に進行管理を行うことが記載されております。3ページ目は調整頁となっております。こちらにつきましては、製本時には提言書に適した写真やイラストなどを載せたいと考えているところでございます。

4ページ目は、「3 事業実施状況評価表」です。こちらが計画の中間評価と今後の取り組むべき内容を一覧表にしたものです。中央右側が実施状況の評価欄で、「計画以上、計画どおり、やや遅れている」との記載になっております。こちらはすでに協議会でご議論いただいた内容として、前回お示ししております。

次のページをご覧ください。ここからは、協議会からの提言となる部分でございます。これまでご議論いただきましたように、練馬区自転車利用総合計画に沿って、施策の柱に対しての総論と施策内容やその取組に対する各論とで分かれております。

「4 総論」は、施策の柱に対する提言です。大きな柱としまして、放置自転車、安全利用、走行環境、区民との協働等について記載されております。

内容としては、駅周辺の放置自転車は、自転車駐車場の計画的な整備や、誘導・撤去といった放置自転車対策など、区や関係機関の取組によって午前中は着実に減少している。一方で、「買物客等の自転車利用による午後の放置自転車問題」などへの取組が大きな課題となってきている。そのため、午後の放置自転車問題に向けては、商店街等と協力した取組や、自転車駐車場の付置義務制度の見直しが必要です。との内容になっております。

次に、自転車の安全利用です。平成27年6月に改正道路交通法が施行され、自転車利用者の法令順守に対する関心が高まっていること、また、交通事故で高額な賠償が科せられる判決もあり、保険加入の促進も新たに取組むべき課題であるとの記載です。

このほか、練馬区道2路線に自転車レーンが整備されましたが、「自転車は車両であり車道通行が原則」のもと、積極的な自転車走行空間の整備が必要ということも記載されております。

また、計画の目標のほか、計画を進めるうえでは、区だけではなく区民をはじめ、様々な関係機関との連携・協働が欠かせないことから、今後もこの視点を忘れずに計画の進行を求めるということが記載されております。

次に、施策の柱それぞれということで、「(1)自転車駐車環境の整備」については、通勤・通学のための自転車駐車環境の整備は、区以外の民間事業者や鉄道事業者による設置もあり、良好に進んでいること。また、買物客等に配慮した短時間無料施設も、徐々に普及が進んでいる。そして、区営の施設においては、特定の施設への利用者の集中を避けるために、利便性に応じた利用料金の設定をおこない、また、短時間無料の施設においても利用状況を勘案した無料時間の設定が必要であるとの内容です。一方で、午後は買物客等への自転車駐車環境が整っているとは言い難く、買物客の特性として、「利用する店舗のすぐ近くに駐輪したい」との考えや、商店会等への駐輪場設置の要請、また、負担軽減といった支援策、利用者の意識改革、自転車駐車場の付置義務対象を見直すなどの取組が必要であることが記載されております。

次に、「(2)ねりまタウンサイクル(レンタサイクル)の充実」についてです。「ねりまタウンサイクル」は、全国に先駆けて実施したもので、放置自転車対策や、駅前での土地の有効利用の観点から一定の評価を得ていることのほか、並行して区で検討が進んでいるシェアサイクルについての記載となっています。ねりまタウンサイクルについては、シェアサイクルとは利用のスタイルが異なるため、コミュニティサイクル化など、現在の利用形態や設備を維持していく観点から検討することが必要であることが記載されております。

6ページをお願いいたします。「(3)放置自転車対策」については、午後の放置自転車対策は、放置禁止区域の拡大や撤去活動の強化で効果的に進められていることから、

引き続き商店街等との協力した取組を進めるとともに、誘導員の配置を見直すことなどにより、通勤時間帯以外の放置自転車対策の充実を図る必要があるとの記載です。

次に「(4) 自転車の安全利用の推進」についてです。小中学生を対象とした各種交通安全教室など、さらに質の向上を図るとともに、啓発が進みにくい成人層に対しても、ルール・マナーの普及啓発を推進する必要があること、また、安全な自転車利用への区民の意識を高める仕組みを検討する必要があるとの記載になっております。

総論の最後、「自転車走行環境の整備」につきましては、平成25年3月に策定した「練馬区自転車走行環境整備指針」に基づき、計画的に自転車走行空間整備が進められていること、歩行者、自転車、自動車が安全に共存できる自転車走行環境を整備推進するため、ハード・ソフト両面からの方策を検討する必要があるとの記載でございます。

続きまして、「5 各論(取組や施策内容に対する提言)」になります。こちらは、協議会でのご意見をより具体的に反映した形となっております。カッコ1の丸1の「A 自転車駐車場の整備目標台数」については、平成26年度末現在、公営自転車駐車場は平成32年度末の整備目標台数を大幅に上回っていることから、今後は、買物客等に配慮した短時間無料の施設の設置や、公営自転車駐車場での自動二輪車の受入れについて積極的な検討が必要だとの内容です。

「イ 公営自転車駐車場の整備」については、東大泉および上石神井に自転車駐車場を整備したこと、今後は、都市計画道路の整備に合わせて、自転車駐車場の整備を道路管理者である東京都と連携して取り組む必要があること、また、整備目標台数の維持のため、民間用地を借用して運営している自転車駐車場については、将来的な需要に応じた用地取得が必要であると記載されております。

「ウ 鉄道事業者による自転車駐車場の整備」の項目は、総合計画に記載されている区と鉄道事業者との協力体制のほか、平成26年度末までの自転車駐車場の整備や用地の提供状況など鉄道事業者から一定の協力が得られていること、今後、更なる鉄道事業者の主体的かつ積極的な整備と協力関係を構築することが必要であるとの内容になっております。

「 自転車駐車場の利用促進」につきましては、効率的な利用がされるよう施設の利便性に応じた利用料金の設定が検討されていることおよび、平成26年度末現在の区立自転車駐車場の改修状況の記載となっており、今後は、定期利用料金の見直しや時間単位料金施設の拡大などを含め、料金体系の見直しの検討が必要であるとなっております。

また、自転車駐車場の利便性向上の取組として、指定管理者制度の活用についてと、交通系ICカードによる精算対応が実施されていることを踏まえ、今後、さらなるサービスの向上が必要だとの内容となっております。

「 自転車駐車場の付置義務制度の見直し」では、自転車駐車場の付置義務の対象となっていない学習塾やスポーツジムなど、自転車の駐車需要が見込まれる施設を対象施設に加えるなど、実態を踏まえた対象施設の拡大や施設基準の見直しが必要であると

の記載となっております。

「 買い物客等の自転車駐車場の確保」については、商店会等に対する設置要請や、経済的支援の取組がやや遅れており、今後は、商店会等への施設整備の要請と合わせて、補助要綱の見直し、また予算化について検討が必要であること、また、平成26年度末現在、短時間無料の自転車駐車場の設置状況のほか、西武池袋線江古田駅での商店会との連携について記載し、今後も、短時間無料の施設を拡大するとともに、商店会等と連携し、駐車券やコイン等による商店会利用者へのサービスなどの仕組みの検討について記載されております。

「(2) ねりまタウンサイクル(レンタサイクル)の充実」についてです。丸1の「ア ねりまタウンサイクルの運営方法の見直し」では、一般的にレンタサイクルは観光地等ではある程度成功しているが都市部ではなかなか難しい状況の中、ねりまタウンサイクルは6駅7施設で運営されて一定の利用がされていること、今後は、施設に適合した効果的な運営方法やコミュニティ化を進めるとの記載とともに、ICT技術を活用したシェアサイクルについて、練馬区にふさわしい規模や形態での導入方法の検討が必要であるとの内容になっています。

「イ ねりまタウンサイクルの利用促進策」については、これまで利用促進キャンペーンにより、一定の効果があることから、今後も、周知の拡大やキャンペーンの実施など、利用促進を図る活動の継続が必要との記載となっております。

「(3) 放置自転車対策」の「 放置自転車の撤去」の「ア 放置自転車の撤去活動の強化」につきましては、放置自転車の午後の撤去活動は区内22駅のうち17駅で実施されており、今後も商店街や商店への協力を働きかけながら、午後の撤去活動の拡大が必要との記載内容です。

「イ 商店会と連携した放置自転車対策の見直し」については、江古田駅などで地域の商店街等と連携した放置禁止キャンペーン等が実施されていることから、今後も対象駅を拡大し、地域と連携した放置自転車対策の取組が必要となっております。

「ウ 自転車の放置禁止区域の拡大」については、平成23年度以降、江古田駅ほか4駅のほか、豊島園駅周辺や平成つつじ公園を含む練馬駅北口一帯を新たに区域に指定し、放置自転車の削減が図られていることから、今後も、自転車駐車場の整備と連携した放置禁止区域の拡大が必要であるとの記載です。

「 自転車誘導員の配置」の「ア 自転車誘導員の配置の見直し」です。これまで、誘導員は通勤・通学による放置対策のため午前重点的に配置されてきましたが、各駅の実態を踏まえ、午前から午後への配置の振り替えが行われていること、今後も、適切な誘導員の配置が必要であるとの記載です。

「イ 自転車誘導員の技術向上」については、研修や自転車駐車場地図を携帯した案内などの取組が実施されていること、今後も、自転車誘導員の技術向上のための継続的な取組が必要だとの内容となっております。

「(4) 自転車の安全利用の推進」の「 自転車利用のルールの周知」の「ア 自転車利用のルールの周知」については、警察と連携して自転車安全利用五則の周知が行われていることから、引き続き、ルール周知の取組を進めるとともに、効果的な周知方法の検討が必要であるとしております。

「イ 自転車利用のルール・マナーを学ぶ機会の拡大」については、小中学生や成人を対象とした交通安全教室など、ルール・マナーを学ぶ機会が設けられてきていること、また、高校生については東京都に要請をしていることから、今後は、自転車シミュレーターを活用した交通安全教室の実施など、さまざまな手法を活用して、自転車利用ルール・マナーの普及啓発が必要だとの記載です。

「 交通安全意識の向上の仕組みづくり」については、自転車点検費用の助成、自転車保険啓発リーフレット等の配布が実施されていることから、今後も、自転車利用者の交通安全意識の向上が必要だとの記載になっております。

9ページをお願いいたします。「(5) 自転車走行環境の整備」、「 自転車走行空間の整備」についてです。区道においては自転車レーンが2路線が整備され、都道でも、自転車歩行車道の形で自転車走行環境が整備されていること、今後は、積極的に自転車レーンの整備に取り組むとともに、東京都に対しては、車道での自転車レーンの整備を要請していくことが必要だとの内容になっております。

「 自転車走行のルール・マナーの啓発」については、リーフレットの配布により自転車レーン利用ルール等の周知、看板設置により自転車レーンの整備路線の周知活動が行われ、また、バス事業者に自転車レーンでの注意事項が周知されている。今後は、自転車利用の効果的なルール・マナーの啓発方法の検討および自動車運転手に対する警察と連携した啓発方法の検討が必要との記載になっております。

以上、これまで協議会からいただいていたご意見などを基に提言を取りまとめさせていただきます。長くなりましたが、説明は以上となります。よろしく、お願いいたします。

(会長)

はい、どうもありがとうございました。

4ページの一覧表については、事務局で多少修正しているかもしれませんが、すでにいろいろ議論していただいて、ご意見をいただいて作り上げてきたものです。この表の真ん中あたりに評価があります。実施状況は計画以上、計画どおりなど。この辺りは大体、前年度にできていて、ただ、その評価自体はそれだけではあまり前向きにならないから、どうせならこれからどんなことをやったらいいか、どういうことに重点を置くべきか、とか、建設的な提言にしましょうということまでストップして、そのあたりを踏まえて今日は文章を作っていると思います。

論点としては、4ページですでに作られている計画に対して実施してきた内容が書かれていますから、これについての疑問点や改善点、ご質問等、それと同時に5ページ以

降の提言として書いてある、実際に今後どんなことをやるべきかと言っているところ、このあたりの中身について改めてご意見を頂ければありがたいなということです。

提言は今後、何か形にするのですか。

(交通安全課長)

委員の方々からご意見等をいただいて直すべきところは直し、最終的には会長と相談しながら提言書を作り上げて、来年度の協議会などで区に対して答申という形でお示しいただくことを考えています。

(会長)

わかりました。諮問されているから答申、返すということをしませうねということですね。

これを前提にいただきたいのですが、いかがでしょうか。

それでは、さっそくですけどもご意見等々いただきたいと思います。

はい、どうぞ。

(委員)

今のスケジュールについてですが、第8期、今いるメンバーの任期が3月26日までなので新年度に出すなら、今日、了解を取るということですか。第8期は今日が最後ですけども、今日、取りまとめて了解を取るという意味なのか、新年度の方に先送りして了解を取るのか。

(交通安全課長)

今月末に皆様の任期が切れるのですが、今日、大筋である程度の方向性が決めさせていただければ、今後のたとえば3月末ですとか、しばらくご意見をいただく期間を設けながら、今期の提言として会長と相談しながら取りまとめて、皆様方にも一度、ご確認いただく。手続きとして、答申については次回の協議会の時にセレモニー的と言うとおかしいんですけども、会長からやっていただきたい。

(会長)

区もご担当が夏ぐらいに変わられたとお聞きしましたので、いろいろご事情があったのでしょうから、これはしょうがないことなのでしょうけども、今年度の協議会は1回、今日しか開いていない。そういう停滞している状況があるという前提で、しかし、引きずっている案件だから、基本的には3月中にまとめて答申する。

儀式が必要であれば別途やればいいけども、基本的には受け取ってもらうことにして、新年度、新たにもしメンバーが変わるとしても、これはまた新しい議題で前向きなことをやればいいと思います。

これは、計画の中間評価に対する提言で、計画を作っているわけではないので、すぐに終わらせればいい。

それよりは、何を突き進めるか、実効性のあるものを進めていくこと自体が重要ですからね。

今のご意見、私も同感でありますので、ぜひ、このメンバーの中でいったん決着するつもりでご議論いただきましょう。それでは、そういうことでよろしいですね。では、よろしくご意見等をいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

(委員)

それでは続けて意見を述べさせていただきます。4ページですけれど、実施状況評価表の真ん中で「練馬タウンサイクルの充実」のところですね。ここのところでシェアサイクルの導入検討とありますけど、このシェアサイクルと言うのは、例えばステーションがA、B、C、Dとあったとして、Aで借りたものをBで返すという意味なのですか。

(交通安全課長)

そうでございます。

(委員)

それはすごく便利ですと私も言った記憶があるんですけど、ここに書いてあるのは23年度から26年度までにやってきた取組みでシェアサイクルの導入検討となっておりますが、今後、取り組むべき内容のところにもまた導入検討となっている。両方に実施と書いてありますが、時間的な目標計画とか、具体的に入れることはできないのでしょうか。

(交通安全課長)

シェアサイクルについては、今年度から具体的な取組を始めまして、私ども練馬区のリーディングプロジェクト「みどりの風吹くまちビジョン」の中で今年度と来年度に実施、導入に向けた検討をして、29年度に社会実験をやっていきたいという計画になっているところでございます。その辺を記載するかについては、ほかとの兼ね合い、文章との兼ね合いもあるので、全体関係などを見ながら考えてまいります。

(会長)

この記載場所としては、5ページの一番下ですが何も言っていないんですね。「検討が進んでいるシェアサイクルは・・・」で。説明があればいいですね。もう一度出てくるのは7ページで「各施設に適合した効果的な運営方法やの後、コミュニティ化を進めるとともにICTを活用したシェアサイクル等・・・」。これが少しわかりづらい文章ですが、「検討しています。」ということだから、それを更に環境を整えると同時に加速するだとか、いつまでにどうするだとか、そういうことをもし書けるようであれば書いていただいて一向に構わない。

それから、コミュニティ化とは何か説明してください。

(交通安全課長)

どこどこ駅で借りた自転車をほかの駅で返せるといったように、相互利用ないし施設間利用ができる形をコミュニティ化と私どもでは言っています。

(会長)

わかる言葉に変えましょう。コミュニティ化ではわからない。

(交通安全課長)

その辺、わかりやすい言葉に置き換える方向で検討していきたいと思います。

(委員)

練馬区さんでやっておられるタウンサイクルはとても歴史があって、こういうものを踏まえて展開されようというのは、とても分かりやすいと思います。説明を書いていたければわかると思います。

(交通安全課長)

はい。

(会長)

ほかにいかがですか。

どうぞ。

(委員)

1点だけ。この評価表の記載は優先度の高い順からになっているのでしょうか。私、個人的な意見で言うと、この会はもともと放置自転車の対策をどうするかということで、それから、タウンサイクルというような流れになると思うんですね。まちの中を見ただけでわかりますが、放置自転車対策をこれだけやったという非常に実績がありますから。なのに、放置自転車対策が一番下の3番目になっているのが疑問なんですけども。そのあたりの施策の柱はどのように考えていらっしゃるのか教えていただければと思います。

(交通安全課長)

放置自転車対策は確かに過去は非常に大変な社会問題となっていたんですが、放置自転車対策を取組むにあたって、「まず、何を」と言いますと、置く場所を確保する。要はそれまで駅周辺に自転車を置く場所がなく、それが放置につながっていたため、自転車駐車場の整備、そしてそこへの誘導・案内、最後に撤去をするという一連の流れの中で私どもは放置自転車を大幅に減らしてきました。総合計画はこの体系で記載されているものですから、こういう流れになってございます。さらに昨今、自転車の安全利用や走行環境が言われるようになり、このような体系を取ってきたというところでございます。

(会長)

はい、どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

ほかにいかがですか

はい、どうぞ。

(委員)

6ページの各論の記載の中で、イの公営自転車駐車場の整備について、具体的に「放射35、36号線の整備に合わせて、自転車駐車場の整備を道路管理者と連携して取り組む」と書いてありますが、25年にできた都条例では、それぞれの施設とかで駐輪場を整備す

るという方向になっておりますし、道路に駐輪場を作っていくという方向性というのはちょっとどうかと思うんですね。

現在の氷川台周辺では確かに道路用地にたくさんの駐輪場があり、道路整備に伴ってその分の駐輪場をすぐに確保できないのであれば、現実的な対応としては協力させていただきたいと思っているのですが、将来的には道路に駐輪場を作っていくという考え方でいいのかなと考えるところです。道路管理者の立場で言わせていただければ、道路は通行するところで駐車する場所ではないという原則から、どのようにして駐輪場を整備していくということでもいいのか、どうかご議論いただきたいと思います。

(会長)

はい、どうもありがとうございます。

今のご発言で私も気が付いたんですけども、このイのところは路上駐輪場なんですね。公営自転車駐車場の整備と書いてありますが、その中の4行目の文章と5行目の辺がはっきりわからない。でも、道路管理者と連携してと書いてあるから、路上駐輪場ということになるのでしょうか。

(交通安全課長)

これにつきましては、放射35号線の平和台駅などで大きな自転車駐車場を作っています。また、放射36号線の氷川台の駅周辺では、現在、計画線内に多数の自転車駐車場がある状況のため、周辺用地の確保が非常に難しい中、駐輪スペースが通行に支障のないような形で道路用地の活用ということも、ひとつ視野に入れたい。実際に平和台ではそういった形でやっておりますので、今後も連携した取組をしたいということでございます。

(土木部長)

ちょっとすみません。私から補足説明させていただきます。

まず、今のご発言で元来道路は通行に供する施設だということはその通りです。それとともに自転車駐車場を整備するというのは、練馬区が用地を見出してなるべく利便性の高いものをつくっていくと。それによって放置を減らし自転車の適正利用をさせていく。これもそういった方向でやってございます。ここに書かせていただいているのは、なかなかそういうスペースが見出せない地域が一部ございます。また、現実的な、平和台駅、氷川台駅へのアクセスということで、基本的に自転車利用の方は駅に自転車を置かれて鉄道に乗って目的地まで行かれますので、駅近くに大きな幅員の道路があつて、あくまで通行に支障にならず安全が確保できることが前提で、自転車駐車場がどこかに見出せないかどうか。道路区域内でそのようなことを東京都さんをご相談させていただきたいという意味です。私どもとしてはこのような認識をもって、この会でご説明をさせていただいて、協議会の皆様のご意見をお伺いしたうえで書かせていただいています。区の認識としては基本的に四建の方がおっしゃるように道路の機能はそういうものだということ、それから、どこでもそれで全部やるという話ではないということにつ

いてはご理解いただきたいと思います。

(委員)

発言してよろしいですか

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

すみません。今、部長がおっしゃったことは了解のうえで、お話しさせていただきま
す。現実面で駐輪場がないという状況では協力することはやぶさかではないのですが、
道路ができればその周辺も変わっていくと思いますので、変わっていくのに応じて駐輪
場を整備していくと、それまでの間、暫定として道路を使っていくということであれば、
それはそれで仕方がないと思っています。ただ、ここに書くというのが、これから道路
に駐輪場を作っていくという方向性を示すものだと思いますので、そうではなくて周辺
に駐輪場を整備していく中で道路管理者と協力して対応していくという書き方になる
のかなと思うのです。

(会長)

はい。どうもありがとうございました。

「公営自転車駐車場42,393台」とありますが、今現在、道路上の路上駐車場は、何台
分ありますか。

(交通安全課長)

光が丘の歩道上に約400台あります。氷川台については暫定施設の形ではありますが約
2,000台分位が駅の道路予定地の中にあります。

(会長)

今おっしゃっているのは、放射35、36号線ですか。

(交通安全課長)

放射35、36号線ではないです。35、36号線で言うと今氷川台に約暫定2,000台位、道
路予定地にあるのと、道路区域内で工事を進めている平和台に1,900台の地下の自転車
駐車場を作っています。光が丘では道路上に400台の駐輪ラック置かせていただいでい
ます。

(会長)

公営自転車駐車場、路外駐車場なんかを作るのは、結構お金もかかるし、大変なこと
で、今まで作ってきたものも結構路外が多いわけでしょ。もちろん緊急的に路上を使っ
てというのはいろいろ各種あると思いますけれども。

(土木部長)

ちょっと補足します。

練馬区が整備している自転車駐車場は圧倒的に用地を求めて、地主さんからお借りし
ているものも結構あるんですけども、用地を求めて、そこに建物を建てて自転車駐車場

にするとか、平置きの自転車駐車場にする。圧倒的にこういうものがおおございます。
(委員)

路外ですか。

(土木部長)

ええ。課長が説明しましたように、光が丘では、なかなか一時放置が多かったものですから、供用を開始している道路で230号線の駅前の大きな道路の歩道にラック式で作らせていただいている。これば東京都さんにご理解いただきやっけていて、供用している道路ではそこがございませぬ。あと、平和台については、今作っている35号線の道路の地下、地下鉄の脇に都市計画をして駐輪場を整備してございませぬ。これが出来上がると恒久施設として道路の地下に約2,000台の自転車駐車場がございませぬ。それ以外に氷川台の駅ですが、なかなか路外に敷地を見いだせないうものですから、東京都さんから36号線の道路予定地をお借りして、約2,000台の駐輪場を作らせさせていただきますが、いづれ36号線の整備が進むとなくなってしまうございませぬ。氷川台の駐輪場については、東京都さんに相談させていただきますながら区としても路外での場所を求めて整備をしていきたいと考えてございませぬ。ですので、基本的には路外にもともと整備しているということでご理解をお願いしたいと思ひませぬ。

(会長)

ご理解はわかるけれども、イの記述が「そうなっていないよ」と言っている。たとえば、「公営自転車駐車場の整備については、従前から区としても路外駐車場の整備を頑張ってきた。これだけの実績がございませぬ。」とか、そして、「そのうえで更に今後必要だけれども、それでも限界があるし、お金もかかるし、場合によっては暫定的あるいは協議のうえで、恒久的と書けるかどうかはわからないけれど、路上についても引き続き検討すべきである、必要である。」と書いてもらえれば、ここで言っている公営自転車駐車場の整備という趣旨は伝わりますが、ここに書いてあることを読むと、道路管理者との連携しかないと思ってしまうございませぬ。

ちょっと、それはこれまでやってきた実績とは違いうだろうしという感じがしますから、その辺を理解いただければ。

はい、どうぞ。

(委員)

すみませぬ。8ページの自転車の安全利用の推進というところでお伺ひしたいんですけども、道路交通法の改正が昨年行われませぬ。今、本当に危険な運転をする自転車が大変多くいらっしゃるということで、イヤホンをつけたまま自転車を運転するとか携帯電話を使って運転する、また、赤信号でも突っ切ってしまうとか、本当にマナーを守らないというのは大変重大な問題だと思ひませぬ。それで、道路交通法が改正されたことによつて、警察が取り締まれることになったというか、注意をしてきちんと講習を受けさせることができるようになったことございませぬ。ですから、練馬区でも警察と協力し

てしっかりと指導していく体制をぜひ作っていただきたいんですけども、アの自転車利用のルールの中できちっと連携して指導していく言葉がないんですね。そこを徹底していただけないかと思うんですね。法律ができたから出来るわけですよ。練馬区もしっかり協力して、取り締まるのが目的じゃなくて、きちんとみんなに周知またマナーを守ろうということを徹底していくことが僕は大事だと思います。金沢市に行ったときですね、金沢市ではしっかりと自転車の安全運転をするための条例を作っておりまして、市長が委嘱して交通ルールの指導員を作っている。そういうこともしっかりやりながら取り組んでいる例もあります。ぜひ、練馬区もそういうことをしっかり行っていただきたいと思うんですが、如何でしょうか。

(会長)

はい、ありがとうございます。如何でしょうかということですが。

(交通安全課長)

はい、私どもも確かにそういったことは必要だと思います。協議会からのご意見として、今日いただいたものとして記載をする方向で検討していきたいと思っております。

(会長)

そうですね。協議会からの提言という文章ですから。8ページのアは何となく区の意見みたいな感じがありますし、「警察と連携して・・・」からスタートしているけれども、区と警察とが連携して行われていますということですね。もともと主語は協議会ですね。その先の方を見ていくと「高校生の安全教室の実施については東京都に要請しています。」と、これなんかは主体的ではない。文章としても、これで「しています。」で終わっちゃっていいのかなという感じがあるんで、もう少し前向きな表現を入れたいですね。今のご発言がありますので検討していただければと思います。

それから、シミュレーターが2回も出てきますけど、なんか変ですね。シミュレーターをやれば何でもできるみたいな記載になっていますが、そんなことないですよ。

先程のご提案のように、区民の方、PTAの方とかいろんな自治会の方がいらっしゃいますけれども、一緒になって取り組んでいかないとこの問題には十分ではないですよ。

もうひとつは、最後に出てくる自転車の走行空間も一定程度作っていかないと結局どこを走っていいのか、ルールを守れといっても危ない中どうしていいかわからないじゃないか、ということがよくありますから。結局、総合的に取り組まないと最終的には改善しないので、駐輪については言うまでもありませんけど、練馬区は大いなる実績があって、そしてそういう整備が進んでいるんだからこそ、ルール・マナーをちゃんと守ってねと強く言える環境にある。今後は、ルール・マナーと走行空間とを総合的に一緒に取り組んでいくことが伝わるようになっていっているとモアベターですね。ルールを守れ、車道を走れと言われても、ここまではレーンみたいなものがあるけど、その先に何も無いのにどこを走ったらいいんだとかそういったことが往々にして起こりますので。

「今後もっとやってくださいね」と言うメッセージが入っていると提言がグレードア

ップしますね。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

(委員)

私は、武蔵野大学のオープンカレッジで自転車の交通安全とか自転車の走行マナーについて論文をまとめたという授業があったので参加してみました。聴講生は10人くらいしかいなかったんですけども、その中で、成人女性というか高齢者の女性の学ぶ場、免許を持っていない人たちの学ぶ場所がなかなかないとおっしゃる方がいて、地域では安全利用教室などをやっているけれども、そこで、わかっている内容を警察の方がすごく慣れた口調で言っても耳に入って来ないと。警察の方はわかりきっていることを言ってらっしゃるんで、それが入ってこない。大学の先生が一言一言噛み砕いて言ってくださった時に、すごく入ってきてビックリしたとその方はおっしゃってました。違う視点で説明する方がいると少し入るのかなと思ったのと、そういう先生方に対して文科省はいろいろな研究をするような予算を立てているとそこで知って、ほかの大学とも練馬区で連携を取って、走行のことを研究してくださっているみたいなので、そういう先生たちとコンタクトを取るのもいいのかなと思いました。

それから最近、自転車のカタログを取り寄せてみると安全運転のページがあるんですね。走行マナーとかが書いてあって。メーカーもそのことをすごく気にしているけれども、それがなかなか普及していかない、みんなで手をこまねいているという事態がよく出ています。区の施設で自転車シミュレーターがあるところに行ってみると実は誰もいない。「お声掛けいただければいつでも使えます。」と書いてありますけど、かなり勇気がないと使えない状況なんですね、ちょっと恥ずかしくて。それで、そういうところでアカデミックな先生たちに講師をしていただいて、「この下の階にシミュレーターがありますから使ってみませんか？」みたいなことをやっていったりとか、プールとかでも置いてあるので、今日はこれが終わったらやってみませんかみたいな声掛けをしてみるのも、お金もかからないのでできるしいかなと思うんです。あと、区では平成24年までTSマーク付の自転車点検費用を助成していただいていたいて、整備を受けてあと2千円位払うと保険も入れるようになっているんですね。それで皆さんに、保険にもっと入ってほしいということをもっとここに強く出してもいいんじゃないかなと思いました。

(会長)

はい、ありがとうございました。

ちなみに区内には大学というところがありますか。区内にあまりないですか。自転車ことをやっているアカデミックな先生とか。あとでお話を聞こうと思っている、私の隣の高田先生もそうなんです。

(事務局)

区内の大学としては武蔵大学があります。

(会長)

そことは連携が取れますか。工学系の先生はいない？

(事務局)

自転車に関しての連携はないんですが、選挙であるとか、様々なことで連携を図っていますので、そのルートを使って、今後お願いをすることは可能だと思います。

(会長)

そうですか。

(副会長)

私から2点ほど。1点は文章の説明がよくわからないということ。5ページの(1)下から3行目「そのため・・・負担軽減など・・・」と書かれているんですけど、その負担とは何が負担になっているかがわからないので、文章を読まれた場合に何だろうとちょっと理解に苦しむなど。そこは後でご説明いただきたいと思います。

それから2点目は6ページの各論のところなんですけども、自転車駐車場の整備はどんどん進められていますよと言うことで量はしっかりやりましたと、量のあとは質だと思えるんですね。質の向上を今後どんどん図っていくことが必要になってくると思うんです。ですから利用者ニーズにうまくあわせて質の向上を進めていくというような内容をどこかに入れていくといいのかなと思います。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。

私もわからなかったのは、「商店会等に要請とともに負担軽減・・・」です。そこで1点目は、何を要請するかを書いていない。おそらく駐輪スペースを作ってくださいねという要請でしょうけれど。後ろの方にいくとだんだんわかっていくんですけど、1番最初に出てくるところは具体的に書いていないから、何の要請で何の負担軽減なんだろうと疑問に思いますよね。

(交通安全課長)

すみません。記載が不十分ですね。商店会へ自転車駐車場の整備を要請するということと合わせて、自転車駐車場を整備する際の設置費用であるとか維持管理の費用については商店会等にとっては、非常に負担だと言う意見を頂きましたので、支援策として補助などの記載をさせていただいたところでございます。

(会長)

文言を追加してくださいね、わかるように。

(交通安全課長)

はい。整備の話のみになっていますので、利用促進の項目とかで、その部分を含めた記載ができればと考えております。

(委員)

アンケート調査などで要望はとられているのですか。不満点とか。

(交通安全課長)

年に1回、自転車駐車場の利用者満足度調査というところで、アンケートを取ったりしておりますので、そういった中でのご意見なんかも踏まえて質の向上を図っておりますので、その辺についても、どこかの部分に記載していくように検討したいと思います。
(会長)

はい。私も1点。5ページの4総論で全体的な施策の柱に対する提言と書いてある。この中で一番最後のところ、ここに大変重要で大切なこと、「計画の目標は・・・」と書かれている。中間評価への提言だからか、計画目標の全文については書かれていない。どこかに欄外にでもいいから総合計画の目標を書いておいてもらえると、これを読んだ人が確かめられる。この計画の目標がカッコの中だけだとしたらこれでいいんですが、これ以外の目標があるんだったら、それがわかるようにしておいてもらいたいという趣旨です。

それから、お願いします。この文章の最後のところ、「そこで、中間評価にあたっては、今後もこの視点を忘れずに計画の進行を求めるものです。」と書かれている。これは大変いいと思いますよ。「この視点」とはどちらかと言うと前半に掛っているけれども、最初の文章「誰もが区内の道路を安全かつ快適に利用できる環境整備」、この「誰もが」が優れている方向性だと思いますね。誰もがと言うのは、乳母車を押しているお母さんもそうだし、自転車駐車場の利用者もそう。歩行者もいるし高齢者もいる、車いすの方もいるし車もあればトラックもいる。そういう誰もがと言っているところ、この視点を忘れずに求めるものだといっているのだから、後ろの各論のところでは忘れてはいけません。各論では自転車以外があまり出てきていないけれども、自転車のことを考えるときには、やはりほかの主体について配慮するという大義がある。路上駐輪だって車いすが通れないし、危ない。危なくて色々な事故の原因となっているし、それは誰もがに対してでも取り締まらなければいけないことだし、走行空間の整備だって同じです。これも、自転車に乗っている人がさらに弱者を傷つけることもあるし、自転車に乗る人自体が傷つけられる場合もあるし、ということになる。その辺を総合的に見ていくんだとの視点を最初に書いている。走行空間の整備をなぜやったのかということはそこに一つ大きな理由もあるし、駐輪問題もそうでしょう。この視点は駐輪、走行空間、ルール・マナーすべて関わってくると思いますから、その趣旨をわかるようにしていただく。具体的でなく申し訳ないけど、最後にもうひとつ項目を作って、このような趣旨のもと進めていく、これを忘れずに進めていくんだという文章を書いてもいい。ちょっと安直かもしれないので、中身に入れられれば入れていただくと。歩行者と言う言葉も出てきてないですし、そういうお願いをしたいと思います。

ほか、何かありますか。

(委員)

文章表現について一言意見を申し上げます。まず、5ページの総論なんですけども、総論の部分で文章の語尾で「取り組むべき課題です。」とか、今おっしゃったような

「計画の進行を求めるものです。」ということで、提言らしいのですが、そのあとにくると全部、語尾が「必要です。」とか「必要があります。」なんですね。提言ですからせめて「必要があるので何々を求めるものです。」ぐらいにした方がいいような気がするんですけど、いかがでしょうか。

(会長)

はい、ご意見如何でしょうか。

(交通安全課長)

全体の文章を統一することも含めて整理させていただきたいと思います。

(会長)

なんとなく文章が一辺倒ですからね。では、検討をお願いします。時間はないですけどもね。

(交通安全課長)

全体の流れの中で推敲させていただきながら、今日またご意見も頂いているものから、そういった部分もどう取り込んでいくかということも含めて、早々に仕上げたいと思います。

(会長)

「必要です。」という言葉はかなり強いですよ。これは強いと私は認識しているもので、皆さんがそう感じていなければいいのですが、「必要です。」というのは、やらなければダメですよと言っているのと同じようなことなので「希望します。」とか「期待します。」とか。普通は「べきです。」がよく使われますね。でも、それよりももっとはっきりしているから、「必要です。」で貫いているのは僕にとっては悪くない感じがしますけれど。

あと、「必要があります。」と「必要です。」とありますが、これは違うんですか。「必要です。」の方が強くて「必要があります。」が弱いのかな。

(交通安全課長)

言い訳になってしまいますけども、推敲が若干足りない部分もあり、また表現の統一ということもあると思っておりますので、そういった中で整理させていただければと思います。

(会長)

ほかにどうですか。

はい、どうぞ。

(委員)

先程、高田先生が質問された内容と重複するんですけども、量だけでなく質の整備をということで、委員会の会議でも出たんですけども、高齢者が2段目のラックに置くのは大変だとか、前と後ろにお子さんの座席を付けたご婦人の自転車は非常に重いんですが、そういうものを優先的に1段目に入れることが誘導の仕方によって十分対応できる

と思うんですね。

私、練馬区の駐輪場で非常にやさしいなと思ったのは、地下駐輪場に入れるのに自転車を乗っけて下におろせる設備、これが非常にやさしいなと思うんですね。武蔵野市の駐輪場もよく使うんですけども、あそこは自分で押していかなければいけない。だから、子供のシートをつけたご婦人なんか1階が空くのを待っているんですね。

だから、そういう練馬区のやったいい部分をもっと、優しさだとかそういう部分を盛り込めば、本当に練馬区は本腰を入れてやっているんだということで協力も得られると思うんですね。ちょっと長くなりましたけども、私は高田先生の質ですね、単なる量ではなく質、これからのステップとして質を含めた形で考えていただきたいと思います。よろしく、お願いします。

(会長)

はい、どうもありがとうございます。

ぜひ、記載しましょう。そして、これは事務局の方で文章化を図っていることもあって、なかなか練馬区として、こんなことをやってきたぞと自慢するのは書きづらいものがあるでしょうから、こういうご意見が出てくると事務局も書きやすいですからね。「こういうことをうまくやってきた実績もあり、これを今後加速する、推進する。」そういうふうに記載してもらえればいいと思いますから、ぜひ入れといてくださいね。特に駐輪問題に対する対処、対応を練馬区は先駆けてやってきたんですから、ぜひ、このへんの実績は評価しているよということ、さらに頑張っ、と、どんどん頑張っ、と、協議会が本気で言っていることが伝わるような文章を作っていただければと思います。記載できますよね。それではよろしくお願いします。

ほかに如何ですか。よろしいですか。

今日いただいたご意見、概ね事務局の方で対応出来そうだということでもありますので、それでは、これでいったん中間評価への提言案については私の方と少し調整させていただく方向で進めていただいて、積み残しの議論あるいは今日ご発言を控えていただいた方もいろいろご意見等あると思いますので、そのあたりはまた来年度の協議会の方で大いにご発言いただいて進めていくということだと思います。今年度はいろいろ事情があって、仕方がなかったと私も理解してはいますが、来年度はぜひ早い時期に1回目をできるだけ開いて、2回やるのであれば議論が前向きに進められるよう検討してください。せっかく皆さんがお忙しい中で来ていただいているので、少しでも進んでいる姿をお見せしたいと思います。よろしくお願いしますね。

では、報告事項、最後に簡単に言っていただいて終わりにしましょう。

(事務局)

それでは事務局から駅周辺の放置禁止区域の指定の拡大について、ご説明をさせていただきます。

資料2をご覧ください。まず、区有通路の拡幅整備に伴うものとして、江古田駅の

北口になります。区有通路が整備されて広くなり、放置されてしまう可能性があるため、図の場所について放置禁止区域として4月1日に指定をする予定となっております。また、の石神井公園駅の北口ですけれども、こちらは土地所有者の同意による私有地の指定となります。これまで区では、概ね道路を基準に放置禁止区域を定めてまいりました。そのため、私有地にまたがって止められている自転車については撤去できなかったという状況がございます。今回、駅前の再開発、ビルの建築等に伴いまして、広い空地ができたものですから、そちらを地権者の方とお話しをさせていただきまして、放置禁止区域に指定する同意をいただきました。このことにより、民有地にまたがっていても撤去できるということで、指定することになりました。予定はそれぞれ4月1日ということですので、よろしく、お願いいたします。

(会長)

はい、どうもありがとうございました。よろしいですね。

その他は何かありますか。

(交通安全課長)

はい、事務局です。はい、先程、会長の方からもご提案がありましたが、次回以降の開催の予定についてでございます。現時点では開催日時というのは正式に決まっておりませんが、28年度は最低でも2回以上、会長からもできる限り早くと言われておりますので夏ごろには、まず1回目をやりたいと考えています。また、日にちが決まり次第お知らせしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

(会長)

はい、どうもありがとうございました。

それでは、これで終わりたいと思います。どうも、ありがとうございました。